

綾瀬市議会 12月定例会会期日程

資料 5

令和4年11月

月・日	曜日	会 議	事 項
11・25	金	本 会 議	・補正予算 ・一般議案 ・一般質問通告書午後4時締切
26	土	休 会	
27	日	休 会	
28	月	休 会	
29	火	休 会	
30	水	市民福祉常任委員会	
12・1	木	経済建設常任委員会	
2	金	総務教育常任委員会	
3	土	休 会	
4	日	休 会	
5	月	休 会	
6	火	基地政策特別委員会	
7	水	休 会	
8	木	休 会	・写真撮影申込正午締切
9	金	本 会 議	・一般質問
10	土	休 会	
11	日	休 会	
12	月	本 会 議	・一般質問
		議会運営委員会	
13	火	本 会 議	・一般質問
14	水	休 会	
15	木	本 会 議	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日
		議会全員協議会	

○開議時間については、午前9時〔最終日は午前9時30分〕

本 会 議	・ 議 場	議会運営委員会	・ 第1委員会室
総務教育常任委員会	・ 第1委員会室	市民福祉常任委員会	・ 第1委員会室
経済建設常任委員会	・ 第1委員会室	基地政策特別委員会	・ 第1委員会室

## 綾瀬市議会 12月定例会議事日程（第1号）

令和4年11月25日（金）午前9時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 会期決定について  |
| 日程第 2 | 第60号議案 | 専決処分の承認について（令和4年度綾瀬市一般会計補正予算（第5号））                              |
| 日程第 3 | 第55号議案 | 工事に関する基本協定の変更について（東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋りょう修繕工事） |
| 日程第 4 | 第61号議案 | 令和4年度綾瀬市一般会計補正予算（第6号）   |
| 日程第 5 | 第62号議案 | 令和4年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）                                     |
| 日程第 6 | 第63号議案 | 令和4年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第1号）                                      |
| 日程第 7 | 第56号議案 | 指定管理者の指定について（綾瀬市立図書館）   |
| 日程第 8 | 第49号議案 | 綾瀬市個人情報保護に関する法律施行条例   |
| 日程第 9 | 第50号議案 | 綾瀬市情報公開・個人情報保護審査会条例   |
| 日程第10 | 第51号議案 | 綾瀬市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例                                    |
| 日程第11 | 第52号議案 | 綾瀬市市税条例の一部を改正する条例   |
| 日程第12 | 第53号議案 | 綾瀬市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第13 | 第54号議案 | 工事請負契約の締結について（令和4年度光綾公園入口広場等整備工事）                               |
| 日程第14 | 第57号議案 | 市道路線の廃止について（R82）  |
| 日程第15 | 第58号議案 | 市道路線の廃止について（R1014）  |
| 日程第16 | 第59号議案 | 市道路線の認定について（R1339-3）  |

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 35 号		令和4年 10 月 4 日 受 付 令和4年 11 月 25 日 審査依頼
件 名	安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広

—— 陳 情 の 原 文 ——

### 陳情趣旨

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

### 陳情項目

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
  - (1) 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
  - (2) 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - (3) 介護施設や有床診療所などで行われている「一人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 36 号		令和4年 10 月 4 日 受 付 令和4年 11 月 25 日 審査依頼
件 名	医療・介護・保育・福祉などの職場で働く全ての労働者の大幅賃上げを求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広

—— 陳 情 の 原 文 ——

### 陳情趣旨

新型コロナの感染拡大から2年以上が過ぎ、医療提供体制や保健衛生行政の強化と国民生活への支援・補償は、まさに喫緊の課題です。感染が拡大し「医療崩壊」が現実となった背景には、効率優先の医療提供体制の再編・縮小や、医療従事者の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた日本の医療・社会保障政策の誤りがあり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民の命を危うくしています。

政府は、看護師、介護士、保育士などのケア労働者の賃金引上げを行うことを明らかにしましたが、示された額や範囲は低額かつ限定的であり賃金改善を実感できる水準ではありませんでした。22春闘の処遇改善事業に関わる医労連加盟組織の回答を見ても（7月13日現在回答数207組織）、基本給に反映した回答は看護職関係で1組合、介護職関係で12組合のみであり、政府が宣言した賃上げには全くつながっていません。さらに、「職場に分断を持ち込む」あるいは「10月以降の内容が不明で継続性が疑われる」などの理由で申請しないとの回答も出されました。

政府が実施した看護師の賃上げ補助事業に関して、10月以降の診療報酬上の評価について、中医協が8月10日に答申を出しました。今回の診療報酬上の評価では賃上げ3%相当の月額1万2千円を盛り込んだことは一定評価できるがその一方で、今

回の賃上げ対象についても非常に限定的であり、就労看護師約166万人のうち61万人余りと4割にも満たない対象者の割合であり、対象医療施設で見れば、17万8千余りある医療施設のうち対象は2,720施設、僅かに1.5%程度しか対象になりません。多種多様な専門職種によるチームワークを最も重視される医療職場で、前回同様に一部の対象者に絞り込む内容を繰り返せば、医療職場に差別と分断を持ち込み、かえって混乱を広げることは間違いありません。

国民の命と健康を守っている、全ての医療機関や介護事業所と、そこで働く全ての労働者の労働環境を抜本的に改善させる対策が急務です。医療・介護・保育・福祉などの現場で働く全ての労働者の賃金を大幅に改善できる予算措置が必要ではないでしょうか。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

#### 陳情項目

- 1 医療・介護・保育・福祉などの現場で働く全ての労働者を対象とした賃上げ補助を、全額国庫負担で事業所や施設に対する支援を行うこと。
- 2 介護・保育・福祉などの現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じること。
- 3 医療の現場で働く労働者の賃金については、OECD平均以上の水準になるよう対策を講じること。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 37 号		令和4年 10 月 4 日 受 付 令和4年 11 月 25 日 審査依頼
件 名	介護保険制度の改善を求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階
	氏 名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古 岡 孝 広

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情趣旨

県民（市民）の命と健康を守るために日夜を問わず御奮闘いただいていることに敬意を表します。

介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬の下での経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態を一層加速させています。

政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討を進めています。利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1、2のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など、負担増と給付削減の提案がめじろ押しです。利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、認めることはできません。

2022年2月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されています。しかし全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、ケアマネ、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されているなど職場に混乱と分断を持ち込む内容です。10月からは介護報酬に組み込むとされており、新たな利用料負担が発生します。また、政府はテクノロジー機器の導入と引換えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようと

しています。人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬を引き上げ、処遇を改善し、介護従事者を大幅に増やして、一人夜勤をなくし複数にすること、人員配置基準の引上げこそ必要です。

コロナ感染対策強化として、検査・ワクチン体制の整備、在宅・施設での陽性者・クラスター対応への支援、事業所に対する公費による減収補填などが求められます。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

#### 陳情項目

- 1 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引上げ、要介護1、2の生活援助などの保険外し、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと。
- 2 全額公費により、全ての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。
- 3 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
- 4 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。



陳 情 文 書 表		
陳 情 第 38 号		令和4年 10 月 4 日 受 付 令和4年 11 月 25 日 審査依頼
件 名	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館6階
	氏 名	神奈川県労働組合総連合 議長 住 谷 和 典

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情趣旨

神奈川県最低賃金審議会（会長・盛誠吾一橋大学名誉教授 以下審議会）は8月5日、2022年度の県内最低賃金について、現行から31円引き上げて時給1,071円（前年度比2.98%増）に改定するよう神奈川県労働局長に答申しました。引き上げ幅は、現在の方式となった2002年度以降で過去最大です。審議会は賃金上昇率、現下の経済・雇用情勢及び物価の上昇による労働者の生活への影響や中小企業・小規模事業者が置かれている状況、賃金の低廉な労働者の処遇改善を重視した調査審議の結果であるとした上で、1. 最低賃金の引き上げによる企業経営への影響が懸念されることから、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための最大限の支援や助成金等の申請手続きの簡素化、取引条件の改善等に引き続き取り組むこと。2. 関係行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮をすること。3. 現行の目安制度の下で、異なるランク間での最低賃金額の格差の拡大は看過できない課題であり、その改善に向けて努力を尽くすこと。また、同一ランク内においても地域の経済事情、影響率・未満率等の各種指標を十分に比較衡量しつつ、目安額設定についての議論を深めることを強く要望しています。

賃金構造基本統計調査特別集計（厚労省 令和3年）によれば、全国加重平均の未満率1.9%、影響率5.9%に対し、神奈川県は未満率2.7%、影響率は9.5%と非常に高く、最低賃金の引上げが直接処遇改善につながる、パートや派遣・契約労働者などの非正規雇用やフリーランスなど最低賃金近傍の労働者がいかに多いのかがわかります。

2022年6月7日 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップが閣議決定されました。グランドデザイン及び実行計画（案）では、最低賃金についてはできる限り早期に全国加重平均1,000円以上を目指すことを大前提として、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかりした議論が必要である」とした上で、「民間企業のより積極的な賃金引上げを支援するための環境整備として、賃上げ税制について税額控除率の大幅引き上げ等、抜本的に拡充を図った」と述べられています。2022年の参院選公約では、立憲民主党、共産党、れいわ新選組、社民党が「1,500円」、国民民主党が「時給1,150円以上」の目標を記載しました。

神奈川労連は毎年、神奈川県最低賃金審議会に委員を選出している団体と懇談しています。神奈川県弁護士会は今年も「最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明」を出し、「低賃金労働者の労働・生活改善には、最低賃金だけでなく、総合的な施策が必要」と述べました。公認会計士協会では、急激な物価高騰の下で生計を考えれば、最低賃金の引上げは必要であり、税や社会保険料なども含めた議論を求める声が出されました。経営者団体では神奈川県経営者協会と中小企業団体中央会と懇談を行い、いずれの団体も「神奈川の最賃額は他府県とのバランスが悪い」「円安やウクライナ危機のもとでの引き上げは厳しい」と述べながらも、最低賃金の引上げには反対していません。また、「最低賃金を引き上げられるように、公正取引の推進を強めてほしい。現在行われている優越Gメンによる立入調査は不十分」という要望も出されました。

今回の答申で示された「1時間1,071円」の最賃額では、一般労働者と同程度の労働時間である年間2,000時間働いたとしても、年間収入は214万円強であり、とても生活の安定は図れず生計費も充足しません。実際には低賃金で働く労働者は短時間勤務が多く、この収入を得ることすら非常に困難な実態です。神奈川労連は

「1時間1,071円」は最低賃金法に反し、基となる憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」も保障していないと考えます。憲法と法律に基づく最低賃金額とすることを求めます。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。貴議会におかれましては、最低賃金を抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 39 号		令和4年 11 月 10 日 受 付 令和4年 11 月 25 日 審査依頼
件 名	国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める 陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館4階
	氏 名	神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正 利

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情理由

2020年4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減しました。2021年9月末学費滞納調査（全国私教連実施）によると、学費滞納率は前年度を下回り、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高校の学費負担への影響を最小限に食い止める結果を示しました。

しかしながら、文部科学省の調査では私立高校授業料の2021年度全国平均額は44万1,000円、施設整備費等14万8,000円の合計58万9,000円です。年収590万円未満世帯でも年額4万5,000円の授業料負担が残り施設整備費と合わせて19万3,000円、年収590万円以上世帯では、就学支援金11万8,800円を除いても47万200円という高額な負担が残っています。殊に多子家庭では多大な負担となる状況です。また初年度には全国平均16万3,000円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっています。こうした実態に対して政策理念に立ち「授業料実質無償化」となるよう、また年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消を目指し、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められます。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要です。とりわけ、「少人数学級」と、そのための「専任教諭増」などの実現は、私立学校においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「1/2助成」を速やかに実現されることを強く求めます。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

#### 陳情項目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第	4 0	号
		令和4年 11月 10日 受 付
		令和4年 11月 25日 審査依頼
件 名	神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	
代 表 者	住 所	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館4階
	氏 名	神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正 利

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情理由

今年度、神奈川県私立高校に通う家庭への授業料補助額は、年収700万円未満世帯まで1万2千円増の456,000円になりました。また新たに今年度から、15歳以上23歳未満の子供3人以上の家庭に対しては年収800万円未満の世帯まで456,000円が補助される制度が新設されました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。この成果は昨年までの私たちの運動に加え、市町村の後押しのおかげだと感謝しております。

しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約27万円残されます。近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現している東京都、年収500万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、神奈川県の制度は見劣りします。愛知県では施設費を授業料に振り替えることで平均授業料が上がり、授業料補助額が増額になり、施設費が少額のため学費の9割を補助金が賄っています。せっかく新設された多子家庭に対する制度も、その対象は約700名と、全体の1%に留まります。

また、神奈川県私立学校への生徒一人当たり経常費補助は、国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも

国基準額を下回っています。その全国順位は、県の近年の努力に関わらず、高校は47都道府県中43位、中学校は45都道府県中45位、小学校は36都道府県中32位と、全国最下位水準です。私立学校においても「少人数学級」を実現するための「専任教諭増」など、経常費補助増額は早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。またこの補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。保護者負担の軽減は、いまだ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

#### 陳情項目

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和5年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

請 願 文 書 表		
請 願 第 5 号		令和4年 11 月 15 日 受 付
		令和4年 11 月 25 日 委員会付託
件 名		日本政府に対し健康保険証廃止・マイナンバーカード一体化方針を撤回するよう意見書の提出を求める 請願
代 表 者	住 所	綾瀬市小園155-3
	氏 名	神奈川北中央医療生活協同組合 綾瀬支部 笠 間 栄
紹 介 議 員	松 本 春 男、 上 田 博 之、 畑 井 陽 子 二 見 昇	

—— 請 願 の 原 文 ——

請願の趣旨

政府は、本年10月13日、現行の健康保険証を2024年の秋をめどに廃止し、マイナンバーカードに一体化させると表明しました。「マイナンバー」は、いわゆるマイナンバー法で、一般の個人情報とは異なる「特定個人情報」とされ、「社会保障」、「税」、「災害対策」の3分野でそれぞれの機関に存在する個人情報を一元管理し、効率的に情報を共有するものとされてきました。マイナンバー法は2021年改正でも「特定個人情報」の秘匿性についての考え方に変更はありません。また、マイナンバーカードの取得は、本人申請による「任意」のものであります。

マイナンバーカードの交付率は、本年9月末で全人口の49%です。昨年10月から運用が始まった健康保険証を一体化させ、マイナポイント（最大2万円）が付いた「マイナ保険証」を「利用登録して既に使っている人」は3.3%にとどまっています。こうした結果は、マイナンバーカードと「マイナ保険証」を多くの国民が必要としていないことを示すものです。同時に、日本年金機構の125万件の個人情報流出（2015年）、同機構の事務的ミスによる97万件の個人情報漏洩（2021年）、



ドコモ口座の不正引き出し（15行の金融機関関連－2020年）など、国民の間に個人情報漏洩等の懸念が根強くあることの現れです。

今回の政府方針は、国民皆保険制度の下で、多くの国民が所有する健康保険証をなくしマイナンバーカードに統合することにより、「任意」とされているマイナンバーカードの取得を「強制的に取得させる」強権的手法であり容認できません。

これにより、秘匿性の高い「特定個人情報」が入ったカードを国民が持ち歩くことになれば、紛失やトラブルの発生も懸念されます。

また、医療現場で健康保険証のマイナンバーカードへの一体化に反対の声が強くあります。「マイナ保険証」の表面には被保険者の情報は記載されておらず、医療機関では専用の読み取り用の資格確認システムを導入し、被保険者の情報を端末機器で確認する必要がありますが、「マイナ保険証」を利用できる医療機関は3割にとどまります。また、国内の医師の約20%を占める開業医の多くは資格確認システムを導入することは困難です。こうした状況で健康保険証の廃止を強行すれば混乱は必至です。

このことから、綾瀬市議会として、政府に意見書を提出していただきたく次のとおりお願いいたします。

#### 請願事項

日本政府に対し、健康保険証廃止・マイナンバーカード一体化方針を撤回するよう意見書を提出してください。